

役員等報酬規程

令和5年6月22日施行

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太田福祉記念会（以下「法人」という。）定款第8条、第22条、第32条第4項の規定に基づく、評議員、役員（理事・監事）及び顧問（以下「役員等」という。）、評議員選任・解任委員会運営規程第4条第1項の規定に基づく評議員選任・解任委員、苦情解決規程第11条第1項の規定に基づく苦情解決第三者委員、特別養護老人ホームの入所に係る規程第5条第5項に規定する入所検討第三者委員（以下「委員」という。）の報酬について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤の役員等又は委員に対する報酬は、別表により算定し、直接本人に支給する。

2 報酬から、法令の定めるところにより所得税を控除する。

3 報酬は、非常勤の役員等又は委員が当該会議等に出席した都度支給する。ただし、理事長を除く。

4 報酬等について役員等又は委員から受領辞退の申出があった場合は、これを支給しない。

5 役員等又は委員が職務のため出張をしたときは、この規程に基づく報酬のほか、当法人役員等旅費規程に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

ただし、理事長が法人の定例会議等に出席する場合の旅費は支給しない。

(理事長報酬の支給日等)

第3条 理事長に対する報酬は、毎月28日に当月分を支給する。

2 前項に定める支給日が休日又は金融機関が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。

3 理事長が月の途中で就任又は退任した場合の報酬は日割計算（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している役員等又は委員に対しては、本規程に基づく報酬は支給しない。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けなければならない。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は平成5年12月22日から施行する。ただし、平成5年4月1日より適用する。

附則

この規程は平成12年5月22日から施行する。ただし、理事長報酬については平成12年4月1日より適用する。役員報酬の平成12年5月22日までの該当分については、従前の規程による。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。

別表

役職名	職務の内容	報酬の額
理事長	事務決裁規程第5条第1項各号に定める業務	月額 200,000円
理事長以外 〔注〕	<ul style="list-style-type: none">・理事会出席・評議員会出席・監事監査・所轄庁が行う監査の立会い	日額 9,700円
	<ul style="list-style-type: none">・評議員選任・解任委員会出席・苦情解決又は入所検討委員会出席・その他の会議又は研修会出席・法人業務のための出勤	日額 5,400円

〔注〕 同日に複数の会議等に出席したときは、主たる会議等の報酬のみを支給する。